

(仮称) とやまくすりミュージアム整備・運営事業  
募集要項等に関する質問への回答 (第1回)

令和8年2月26日

富山市

(仮称) とやまくすりミュージアム整備・運営事業  
募集要項に関する質問への回答

No	頁	第1	(1)	①	(i)	ア	項目等	質問内容	回答
1	21	第7	(3)				価格提案書の取扱い及び留意事項	上限額について、設計及び改修工事監理業務、維持管理及び運営業務について、それぞれの算定内訳ならびに根拠をお示しいただけないでしょうか。	各業務及び工事費の提案上限価格の算定根拠については、民間事業者からの参考見積に加え、性能発注・包括発注による民間事業者の業務の効率化及び創意工夫の発揮による効果を加味して設定しております。 内訳については、事業者の創意工夫、アイデア、ノウハウ及び技術力等を最大限活用した効率的かつ効果的な提案を求めているため、提示する予定はありません。
2	21	第7	(3)				価格提案書の取扱い及び留意事項	設計費・維持管理費と同様に、近年工事費に関しても社会変動による物価上昇が著しい状況です。そのため、着工前に物価変動に基づいた協議を行う必要があると考えます。	改修・工事監理業務のサービスの対価の改定については、「事業契約約款(案)別紙5」に記載のとおり行います。なお、協議については着工前から行うことを想定しています。
3	12	第5	(2)				業務実施企業の参加資格要件	構成予定企業の入札参加資格登録はいつまで必要ですか。	参加資格要件の確認基準日については、募集要項P17(5)「参加資格要件の確認基準日」に記載のとおり、資格審査書類を受付した日です。

(仮称)とやまくすりミュージアム整備・運営事業  
 要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	章	節	1	(1)	1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
4	○			24	1	7	8	3				入館者数の目標	<p>入館者数の目標16万人/年を算出した内訳と根拠をお示しいただけないでしょうか。                      資料5:市内類似施設の減免実績に記載の富山市内の業業関連施設・駅北周辺施設等の入館者・利用者数一覧は確認しています。                      算定の根拠・手法をお示しいただきたくお願いします。</p>	<p>本事業における入館者数の目標については、本事業の実施にあたり設定した想定値であり、類似施設の入館者数、立地条件、歩行者通行量等を基に算出したものです。                      なお、この入館者数は、将来の入館者数を本市が保証するものではありません。事業者におかれては、施設の整備内容に応じ、又、独自の知見や分析に基づき、入館者数を見込んでご提案してください。</p>

(仮称) とやまくすりミュージアム整備・運営事業  
優先交渉権者選定基準に関する質問への回答

No	本編	別紙	頁	第1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
5	○		3				提案価格の確認	昨年末議会でのメディア報道では32億円予算提示でしたが、今回の公募では21.8億円でその差額の理由、根拠は何でしょうか。	令和7年12月富山市議会定例会で可決された3,200,000千円の債務負担行為（期間：令和8年度～令和19年度）には、本PFI事業費のほか、民間施設の借上料を含んでいます。
6	○		3				提案価格の確認	設計・改修及び工事監理業務と維持管理及び運営業務の各金額提示ですが、金額バランスを変更することは可能でしょうか。	原文のとおりとします。

(仮称) とやまくすりミュージアム整備・運営事業  
 様式集及び作成要領に関する質問への回答

No	書類名	様式番号	I	(1)	1)	①	項目等	質問内容	回答
7	様式集及び作成要領		Ⅲ	(1)				提案資料に動画のURLを記載して（もしくはQRコードを貼り付けて）もよいか。	同一条件での公平な審査を行うため、提案書に動画のURLや二次元コード等を記載することは不可とします。 ただし、事業提案書の内容に関するヒアリング等の実施時に、提案書に記載された内容を表現するために、動画を用いることについては、可とします。 なお、ヒアリング等の詳細については、応募者の代表企業に通知します。

(仮称) とやまくすりミュージアム整備・運営事業  
事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	項目等	質問内容	回答
8		○	SPC 版：20 共同企業 版：18 代表企業 版：19		5	SPC 版：63 共同企業 版・代表 企業版：64		契約保証金の納付	第5節 維持管理及び運営業務の契約保証について、地方自治法第234条の2第1項に規定される契約の適正な履行の確保とありますが、納付は妥当だが必ずしも契約保証金を求める必要がないにもかかわらず納付を求めると、VFM(Value for Money)を阻害することから、今回納付辞退は可能か。	契約保証については、維持管理及び運営の長期の安定的な履行を担保するため、辞退は認めず、事業契約約款(案)(SPC版：第63条、共同企業体版及び代表企業版：第64条)の原文のとおりとします。 なお、同条第1項第1号の契約保証金の納付以外の方法としては、同条第3項に記載のとおり、同条第1項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証保険契約を締結したときは、契約保証金の納付を免除するものとしません。

(仮称) とやまくすりミュージアム整備・運営事業  
 事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
9	5	SPC版： 49 共同企 業体 版：45 代表企 業版： 46	2			維持管理及び 運営業務の サービス対価 の改定に関す る基本的考え 方	維持管理及び運営業務のサービス対価改定について、設計業務と同様に、物価変動率を勘案して改定を行う協議を行う認識でよろしいでしょうか。 想定されていない場合、運営開始年度の物価変動率に基づいた改定協議を行うと していただきたく考えます。	設計業務については、サービス対価の改定を行うことは想定していません。維持管理及び運営業務のサービスの対価については、物価変動率を勘案し、協議のうえ、改定するものとします。 維持管理及び運営業務のサービスの対価の改定に当たっては、事業契約約款(案)別紙5第2項に記載のとおり、毎年8月の指数を用います。初回の改定に係る協議は令和9年11月に行い、改定を行うこととなった場合は、令和10年度以降のサービス対価に反映させるものとします。事業契約約款(案)別紙5を修正します。